

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年7月16日開催（信託協会との意見交換会）]

1. モニタリング部門からの公表物について

- 2025年6月から7月にかけてモニタリング部門から以下の各種レポート等を公表した。
 - ・ 「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」
 - ・ 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」
 - ・ 「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」
 - ・ 「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」

(1) 「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」

- 2025年6月30日に、「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、2024年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- ITの複雑化と依存度の増大により、ITリスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提としてITレジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、ITリスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、社内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。
- 金融庁としては、金融分野におけるITレジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに

加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

(2)「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」

- 2025年6月27日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」を公表した。
- マネロン等対策については、2024年3月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、金融活動作業部会(FATF)第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0(2025年4月)」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。その一つとして、2025年1月より実施した口座不正利用等に係る要請文への対応状況のフォローアップ結果も別紙として併せて公表している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

(3)「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」

- 2024事務年度は、2023事務年度に提起した外貨建一時払保険、仕組預金の課題へのフォローアップに加え、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等を中心にモニタリングを実施した。
- 当該モニタリング結果については、「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表した(2025年7月1日)。
- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢構築に向けたPDCAサイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

(参考1) リスク性金融商品の販売状況及びモニタリング結果

- ・ 課題事例は、対象金融商品の本源的な機能又は価値を否定するものではなく、当該商品を取り扱う販売会社等の態勢面の改善・向上に一層の取組を促すことを目的としていることに留意する。

(外国株式)

- ・ 一部の販売会社で、必ずしも顧客意向に沿わない短期取引が認められる中、対面証券会社の「みなし資産回転率」(売付・買付額/残高)は各販売会社で大きな違いがある。「みなし資産回転率」が高くなるほど、顧客の利益が小さくなる傾向がある(過度な売買は顧客利益の押下げ要因になり得る)。

(ファンドラップ)

- ・ 一部の販売会社で、販売時点における総コスト控除後の期待リターンがマイナスのコースが存在。また、重点先との対話では、特に低リスク帯コースで総コスト控除後の実績リターンがマイナスの商品が複数認められた。

(投資信託)

- ・ 新NISA 成長投資枠の解約率は、ほとんどの販売会社で10%以下と低位である。個人投資家において長期・積立・分散投資の考え方が浸透してきているものと考えられる。

(参考2) 顧客本位の業務運営の確保に向けて経営陣に期待すること(金融商品販売に関するPDCA サイクル)

【計画 (P)】

- ・ 経営理念・ビジョンに沿った「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の策定
- ・ 金融商品販売の位置付けの明確化
- ・ 最適なりソース配分
- ・ 顧客本位の販売行動を促す業績評価体系の策定

【実践 (D)】

- ・ 経営陣による従業員に対するメッセージの発信など、顧客本位に基づく企業カルチャーの醸成に向けた取組
- ・ 「リテールビジネス戦略」等の着実な実践(顧客の最善の利益に適う金融商品の組成・導入・提案・販売)

【検証 (C)】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」と実践結果のギャップ分析、根本原因も含めた課題の特定

【改善（A）】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の改訂
- ・ 課題の解決に向けた金融商品の組成・販売・管理等の一連の態勢や業績評価体系等の改善に向けた施策の策定

○ 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（４）「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」

○ 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関との対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表した（2025年6月25日）。

○ 本レポートは、企業文化を改革し、又はコンダクト・リスクを管理するプロセスを検討・実施していく上での基本的な考え方や取組事例を取りまとめたものである。

（参考）健全な企業文化を醸成する5つのプロセス

1. 目指す企業文化に即した企業理念の言語化（可視化）
 - ・ 企業理念、パーパス、バリュー、行動規範等（以下「企業理念」）の策定
2. 企業理念の発信と役職員による認知
 - ・ トップメッセージ、研修、社内報、小冊子などを通じて役職員に周知
3. 企業理念に則した判断・行動を実践するための環境整備
 - ・ コミュニケーションの活性化（タウンホールミーティング等）
4. 企業理念の浸透度の評価
5. 社員意識調査、パルスサーベイ、外部有識者等による評価課題改善に向けた取組
 - ・ [4]を踏まえ、課題に対して[1]～[3]の取組を追加実施

○ 経営陣においては、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

2. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ要請文を発出することとしている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

3. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025年4月22日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

4. パスワード付きファイルの電子メールによる送付について

- パスワード付きZIPファイル（注）を電子メールに添付して送信する慣行が依然として金融業界に残っている。ZIPファイルであっても、ZIP化されていないものであっても、電子メールに添付するファイルにパスワードをか

けると、電子メール受信者側でセキュリティスキャンをかけられなくなる
こと等により、電子メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしま
い、実際にマルウェアの被害等が発生している。

- したがって、パスワード付きファイルの送付は基本的には行うべきではな
く、電子メールの通信経路自体を暗号化することが基本である。通信経路を
暗号化できない場合は、安全性の高いオンラインストレージを活用してファ
イルの安全性を確保するなど、ほかの手段を用いていただきたい。

(注) パスワード付きファイルについて

ファイルを相手方に送る際にパスワード付きファイルを作成し（自動的にそうなる場合も
含む）、当該ファイルをメールで送付する方法は、受信者側において、メール受信時のウイル
スチェックでファイル内のマルウェアを検知できず、メール受信者側がセキュリティ上のリ
スクに晒されてしまうため、望ましくない。実際に、過去には、このような特性が悪用され
てマルウェア（Emotet）が流行した（参考：JPCERT/CC「マルウェア Emotet の感染再拡大に
関する注意喚起」<https://www.jpccert.or.jp/at/2022/at220006.html>）。

また、パスワード付きファイルとパスワードが（別送であっても）同一通信経路で送信さ
れる場合は、盗聴リスクがある。

これらを踏まえ、用途に応じた代替選択肢とその代替選択肢に対するセキュリティ対策（メ
ール通信経路暗号化等）の検討が必要である。

- 金融庁としては、検査・モニタリング等を通じ、こうした慣行の払拭を促
していく予定である。サイバーセキュリティに関する基本的な対策の一部と
して徹底する必要がある。

5. 金融庁 AI 官民フォーラム開催報告

- 2025年6月18日、AIに関する取組事例の共有や実務上の課題の深掘りな
どを行うため、金融機関やAIモデル開発者、ITベンダーなど様々な関係者
をお招きし「金融庁 AI 官民フォーラム」の第1回会合を開催した。参加者
から共有いただいた御意見や問題意識をもとに、次回以降のフォーラムのテ
ーマ設定に繋げていきたい。
- (AI技術の活用は金融機関の規模にかかわらず検討を進めていくべきもの
だと考えており、) 是非積極的にフォーラムに御参加いただき、事務局が提
示した論点や今後のフォーラムの進め方についても御意見を頂戴したい。

- ・ (参考)「金融庁 AI 官民フォーラム」(第1回)議事次第
https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/siryou/20250618.html

6. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画・地方創生 2.0 基本構想等の閣議決定について

- 2025 年 6 月 13 日、「経済財政運営と改革の方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」、「地方創生 2.0 基本構想」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - ・ NISA 制度の一層の充実の検討や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革、資産運用業の高度化などの資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・ スタートアップへの支援に向けた非上場株式の流通活性化やインパクト投資市場形成の後押し、
 - ・ 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しや地域金融機関自体の経営基盤強化のための「地域金融力強化プラン」の策定・推進などの施策が盛り込まれている。
- 「地域金融力強化プラン」は年内に策定の予定。プランの中は、
 - ・ 地域金融機関による地方創生に向けた各般の取組を後押しする施策
 - ・ 地方創生の担い手たる地域金融機関の経営基盤強化の二つの柱となっている。
- 既に地域金融関係の各協会にはお願いしているが、地方創生を推進する上での政策や規制・監督モニタリングの負担についての御意見・御要望などは広く受け付けているので、金融庁幹部宛てでも監督局の担当課経由でも構わないのでお寄せいただきたい。
- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく。

7. サステナブルファイナンスの取組について

- 一定の投資収益の確保を図りつつ、社会的課題への対応というインパクトの実現を企図する投資手法である「インパクト投資」に関して、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、その機運醸成・裾野拡大を図るべくテーマ別に4つの分科会を設け、2024年夏から議論を行ってきた。
- 2025年6月、各分科会において、それぞれ①インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整備、②上場会社へのインパクト投資手法、③地域におけるインパクト投資の意義と具体的な取組事例、④インパクトスタートアップと地方公共団体の連携促進、に関する議論の成果が取りまとめられた。
- インパクト投資の担い手となり得る各事業者にも御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただくことを期待したい。

8. Common Carbon Credit Data Model の市中協議について

- 2025年のG20 Sustainable Finance Working Group(SFWG)は、その3つの優先課題の一つとして「カーボנקレジット市場の機能強化」に取り組んでいる。その一環で、カーボנקレジットの市場間での比較等がしやすくなるよう、クレジットに関するデータの統一基準を作成する上で自主的に参照可能な、最低限の主要データ属性を整理する「Common Carbon Credit Data Model」を作成予定。SFWGは、Climate Data Steering Committee (CDSC) に対して、本モデルの検討及び作成を要請している。
- 2025年7月4日、CDSCが臨時に設置したPolicy Working Group(PWG)は、「Common Carbon Credit Data Model」の案を公表し、市中協議に付した。2025年8月13日午前0時(JST)までコメントを募集している。
- 金融庁ウェブサイトにも情報を掲載しているので、各金融機関においても御覧いただき、必要に応じてコメントを出していただきたい。

(参考) CDSCは、ネットゼロの達成のために不可欠な民間セクターの質の高い気候関連データを幅広く入手できる基盤の構築を支援するために、2022年7月に設立されたもの。金融庁はCDSCのメンバーであり、PWGにも参加し、経済産業省や環境省等と連携しつつ議論を行っている。

9. 金融機関に対する監督・検査体制の見直しについて

- 金融庁では、2025年7月の人事異動に合わせ、金融機関に対する監督・検査体制を見直し、更なる一体化を図ることとしているので、その概要について共有させていただく。
- 具体的には、まず、2024事務年度まで総合政策局が担っていた、コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリングは、監督局長の下で、総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課とモニタリング担当部局を、より一体的・効果的に運用できる体制とした。
- また、主要行等・信託銀行と証券会社の監督を同一の審議官に担当させるとともに、銀行第一課、証券課等の関係課室の連携を深め、複数の業態で活動する金融グループ全体を俯瞰した監督を実施できる体制とした。
- 金融庁としては、こうした新たな体制のもとで、より実効性のある監督・検査を行ってまいりたい。なお、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではない。

10. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」の公表

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025年6月27日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」として公表した。
- 今回のレポートでは、2024年の「実行計画 2024」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型 DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 信託協会に関連するポイントとして、企業型 DC・iDeCo については次のとおり。
 - ・ 物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待したい。

- ・ 企業型 DC の運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の社でも、企業から得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得る信託報酬がなければ赤字である。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待したい。

○ DB については次のとおり。

- ・ 小規模な DB が利用するバランス型商品の一部において十分なリターンが上げられていない状況である。総幹事会社には、市場環境に沿った運用提案を行うなど、各 DB の状況に寄り添った運用サポートを期待したい。
- ・ 賃上げに加え、DB の給付改善を検討する企業も出てきている中、DB 制度等を熟知する総幹事会社には、企業の人事・経営方針や特性等を踏まえ、企業が取り得る選択肢や課題の解決策の提案など、給付改善を検討する企業へのきめ細やかなサポートを期待したい。

○ 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

(以 上)